



## 郡上市新商品等開発支援補助金

市内の中小企業者等が新商品等の開発を行う場合に、経費の一部を補助する制度です。

### ◆補助対象者

- ①市内に事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法第2条に規定）、または小企業者で構成する任意のグループ。
- ②市内に事業所または店舗を有する事業協同組合、企業組合または協業組合（中小企業団体の組織に関する法律に規定）。
- ③市税を完納されている事業者。

### ◆補助対象事業

商品等開発に関わる事業費が、50万円以上の新商品等の開発を行うもの。

### ◆補助対象経費

- ①原材料、副原材料の購入に要する経費。
- ②機械装置・工具及び器具の購入、試作、改良、借用、修繕に要する経費。
- ③外注加工に要する経費。
- ④技術指導の受入れに要する経費。

### ◆補助率および補助額

補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）。

有識者等で構成する郡上市新商品等開発支援補助金審査委員会にて、補助金申請内容及び補助額について決定します。  
※開発商品のプレゼンテーションをしていただきます。



▲しんきんビジネスフェア2013  
協議会ブース出展風景

## 郡上産品等発信・ 推進協議会会員募集

### ①目的

郡上市内で製造、加工される商品の販路の拡大のため、ビジネスフェアなどへの出展助成を目的として、郡上産品等発信・推進協議会を組織しています。本年度、新規会員を募集しています。興味のある人は、郡上市役所商工観光部商工課までお問い合わせください。

### ②助成活動内容

- ▼ビジネスフェア出展初心者における対策セミナーの開催。
- ▼ビジネスフェアへの共同出展。
- ※活動内容はあくまで例です。内容は毎年変わります。

### ③会費

年5,000円

お問合せ先

郡上市役所商工観光部

商工課

TEL67-1808